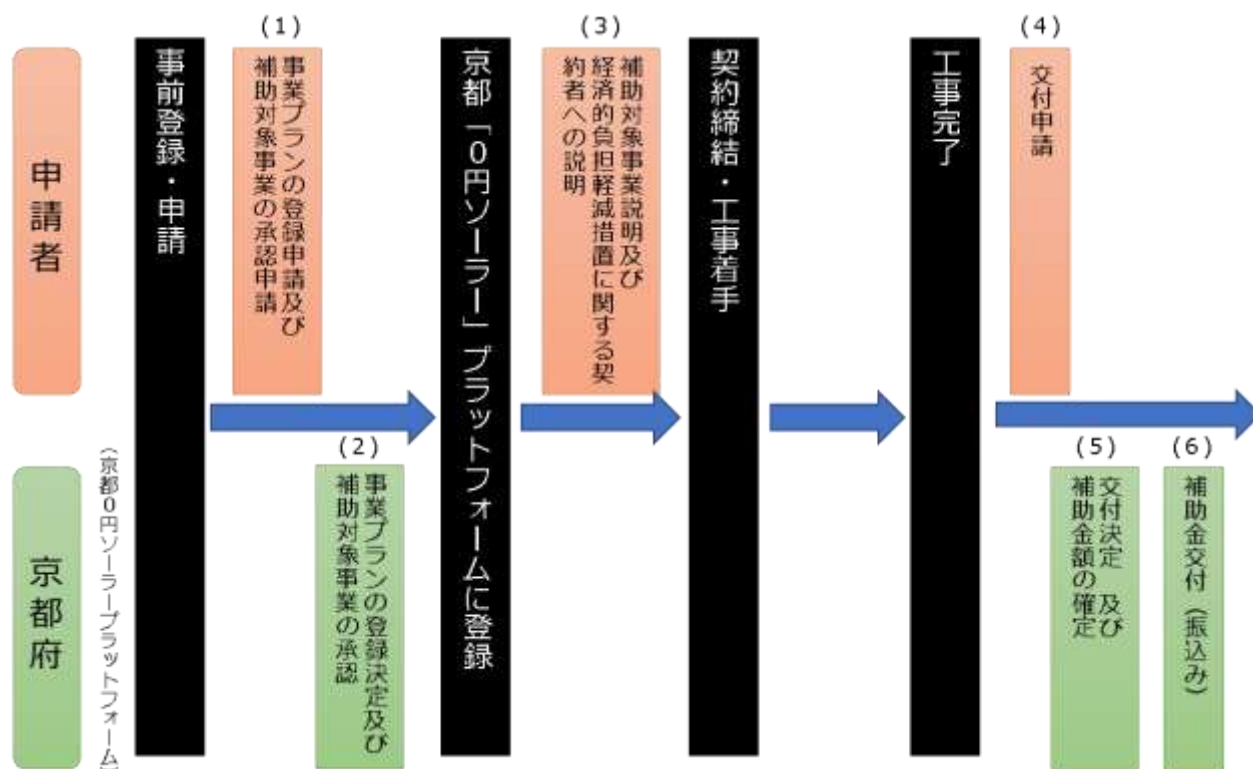


補助金申請から交付までの流れ

要綱：京都府住宅用太陽光発電初期費用ゼロ事業促進補助金交付要綱
要領：京都府住宅用太陽光発電初期費用ゼロ事業促進補助金交付要領

■事務フロー



(1) 京都「0円ソーラー」プラットフォームへの事業プランの登録申請及び補助対象事業の承認申請

○本補助金を活用するには、府民に提供する事業が「京都「0円ソーラー」事業プランの登録に関する要領」に基づく登録を受けるとともに、同プランが要綱に規定する補助対象要件を満たしていることについて京都府知事から承認を受けることが必要です。

<事業プランの登録申請>

- ・補助金申請を予定する事業プランの登録について、京都「0円ソーラー」プラットフォーム（※1）へ申請してください。

【京都0円ソーラープラットフォーム窓口】

公益財団法人京都市環境保全活動推進協会 アジェンダ課（委託事業受託事業者）

Tel. 075-647-3535 FAX. 075-647-3536

<https://kyoto-pv-platform.jp/registration/>

<補助対象事業プランの承認申請>

- ・事業プランが補助対象要件の各項目に該当することを記載した承認申請書を作成し（要領別記第1号様式）、京都「0円ソーラー」プラットフォームに提出してください。

要領別記第1号様式：京都府住宅用太陽光発電初期費用ゼロ事業促進補助金に係る補助対象事業承認申請書兼誓約書

- ・本補助対象事業プランに基づき契約し、住宅用太陽光発電システムの設置を行う工事は、令和4年3月10日までに完了する必要があります。
- ・なお、本補助対象事業に基づき契約し、住宅用太陽光発電システムの設置を行ったものの、当該事業が補助対象要件を満たさなかった場合には、当該事業に対して、事業者の責務において本補助対象事業に定めた契約者への経済的負担軽減措置を履行していただく必要があります。このため、承認申請にあたり、この旨を誓約していただきます。

(2) 事業プランの登録決定及び補助対象事業の承認

○申請書類について審査の上、申請した事業プランについて京都「0円ソーラー」プラットフォームへの登録決定及び補助対象事業であることの承認について通知します。

○承認通知書には、補助金交付申請時に必要となる「登録番号」（事業者に付与される番号）及び「登録事業番号」（事業プランに付与される番号）が記載されています。

(3) 補助対象事業の説明及び経済的負担軽減措置に関する契約者からの承諾

○補助対象事業について住宅の所有者（契約者）と契約を交わすに当たり、補助対象事業の内容を説明してください。特に、経済的負担軽減措置の内容については、同措置がある場合とない場合との費用負担の比較資料等（任意様式）を用いて、契約者に分かりやすく説明してください。（比較資料は、交付申請時に添付する必要があります。）

○契約者に説明を行った経済的負担軽減措置等の内容について、契約者から承諾を得たことを証明する書面（要領別記第3号様式）を作成し、交付申請時に提出してください。なお、同書面には、契約者の書面・押印（契約書の押印と同一であること）が必要です。

要領別記第4号様式：経済的負担軽減措置内容説明書

<契約者へのヒアリングの実施>

- ・本事業の今後の在り方について検討するため、契約者への説明を行う際に、契約者に対するヒアリング（例：「0円ソーラー」を知ることになったきっかけ等）への協力をお願いします。
- ・ヒアリングの回答方法等については、後日、ご案内します。

(4) 交付申請

○補助対象事業に係る契約を締結し、住宅用太陽光発電システムの施工が完了した後、以下の書面と合わせて交付申請書を提出してください（必要に応じてその他の資料を追加で求める場合があります。）。

○補助対象事業の交付申請は、補助対象事業に係る契約1件ごとに申請が必要です。ただし、複数の契約を一括して申請することも可能です。

<提出書面>

- ・ 交付申請書及び別紙（要綱別記様式）
- ・ 契約書の写し
- ・ 設置完了写真
- ・ 経済的負担軽減措置内容説明書（要領別記第4号様式）
- ・ 経済的負担軽減措置がある場合とない場合との費用負担の比較資料等（任意様式）
- ・ 口座振込申出書及び振込を希望する口座（口座名義、口座番号等）が確認できる資料（通帳の写し等）

【提出時期】

- ・ 年度末での交付申請の集中を緩和するため、交付申請書の提出については随時の提出を受け付けず、複数回の提出期間を設けることとしています。
（例：第1回提出期間 R3.12.1～R3.12.17）
- ・ 原則、提出期間までに完了した補助対象事業については、当該提出期間内での交付申請を行うようにしてください。
- ・ 提出期間については、後日、お知らせします。

【提出先及び提出方法】

- ・ 現在調整中のため、後日、お知らせします。

(5) 交付決定及び補助金額の確定

○(4)の交付申請内容について審査の結果、交付が決定した補助金申請者に補助金額の確定と合わせて通知します。

○なお、交付申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものと見なします。

(6) 補助金交付（振込み）

○「補助金の額の確定通知書」の発行後、概ね1ヶ月程度で口座振込申出書に記載された金融機関に補助金を振込みます。